

浄化槽に関する

Q & A

平成22年3月

長野県環境部生活排水課

目次

浄化槽全般

4

Q 1 : 浄化槽とは何ですか。

Q 2 : 浄化槽のしくみを教えてください。

Q 3 : 長野県内の浄化槽の設置状況を教えてください。

浄化槽の設置

7

Q 4 : 住んでいる地域には下水道などの計画がありません。浄化槽を設置したいのですが、公的な補助制度はありますか。

Q 5 : 住んでいる地域に下水道が整備されました。浄化槽を廃止して接続しなければいけないのでしょうか。

Q 6 : 単独処理浄化槽が設置されています。水洗化されているので、生活には不便を感じませんが、何かしなくてはいけないのですか。

Q 7 : 浄化槽を設置するときの手続きについて教えてください。

Q 8 : 浄化槽を設置しました。使い始めるときにしなければいけないことはありますか。

浄化槽法・手続き等

9

Q 9 : 浄化槽についてどのようなきまりがありますか。

Q10: 環境に良くないと言われたので、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替えたいと思います。どのような手続きが必要ですか？古い浄化槽を撤去するための費用に対する補助はありますか。

Q11 : 中古住宅を購入したところ、浄化槽が設置されていました。何か手続きをしなければいけないのでしょうか。

維持管理

10

Q12：浄化槽を設置しました。浄化槽を使うにあたって気をつけることはありますか。

Q13：借家に住んでいます。浄化槽の管理はどのようにしたらよいですか。

Q14：転勤のため、長期間家を離れることになり、浄化槽も長期に使いません。どのような手続きをしたらよいですか。点検などはどのようにしたらよいのでしょうか。

保守点検

12

Q15：浄化槽を設置したのですが、保守点検が必要と言われました。保守点検とは何ですか。どのような業者に頼んだら良いのでしょうか。

清掃

14

Q16：保守点検業者から清掃が必要と言われました。浄化槽の清掃とは何ですか。どのような業者に頼んだら良いのでしょうか。

Q17：7人槽の浄化槽を老夫婦2人で使っています。清掃は毎年やらなければいけないのでしょうか。

法定検査

15

Q18：法定検査とは何ですか。どのような検査を行うのですか。

Q19：保守点検をきちんと行っているのに、法定検査受検の通知が届きました。なぜ法定検査を受けなければならないのですか。

Q20：法定検査を受けなかったり、受検を拒否した場合、罰則はありますか。

Q21：法定検査の料金はどのように決められているのですか。

Q22：指定検査機関とは何ですか。

Q23：指定検査機関の社団法人長野県浄化槽協会とは、どのような団体ですか。

Q24：定期的に浄化槽の法定検査を受けていますが、地域によって検査の頻度が違うような話を聞きましたが。

Q25：法定検査の受検率はどのくらいですか。

Q26：法定検査の申し込みをした覚えがありません。どうして検査に来るのですか。

Q27：法定検査を受けたところ、不適正と言われました。どのように対応したらよいですか。

維持管理組合

23

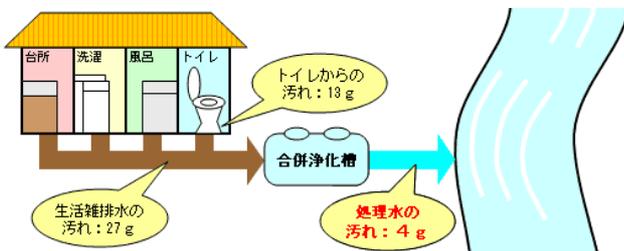
Q28：維持管理組合に加入するよう求められました。維持管理組合とは何ですか。

浄化槽全般

Q 1 : 浄化槽とは何ですか。

浄化槽とは、し尿や生活雑排水などの汚水（生活排水）を微生物の力によって処理する装置です。同じような施設として下水道や農業集落排水施設などがありますが、これらの施設は各家庭からの生活排水を地下に埋め込んだ下水管を通じて集め、一括して処理する施設です。それに対して、浄化槽は各家庭（工場・事業場）に個別に設置する施設です。個別に設置するため、下水道などの集合処理に比べ、迅速な水洗化が可能であり、多数点での放流となるため、環境に対する影響が穏やかになり、河川の自浄作用が期待出来る施設です。最近の浄化槽は、性能も向上し、適正に管理すれば悪臭もなく、下水道と同程度の水質まで汚水を浄化することができます。

浄化槽には、し尿と生活雑排水と一緒に処理する「合併処理浄化槽」と、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」とがありますが、法律の改正により、現在では「単独処理浄化槽」の新たな設置は禁止されました。現在浄化槽といえば「合併処理浄化槽」を指し、「単独処理浄化槽」を「みなし浄化槽」と呼ぶこともあります。「単独処理浄化槽」はし尿の処理しか行わないので、生活排水の汚濁物質の7割近くを占める生活雑排水は河川に垂れ流しになってしまいます。「単独処理浄化槽」を設置しておられる方は、合併処理浄化槽に切り替えるか、下水道等の集合処理区域内であれば、速やかに下水道等に接続いただくようお願いします。



し尿のほか、生活雑排水の汚れも処理され、きれいな水になって放流されます



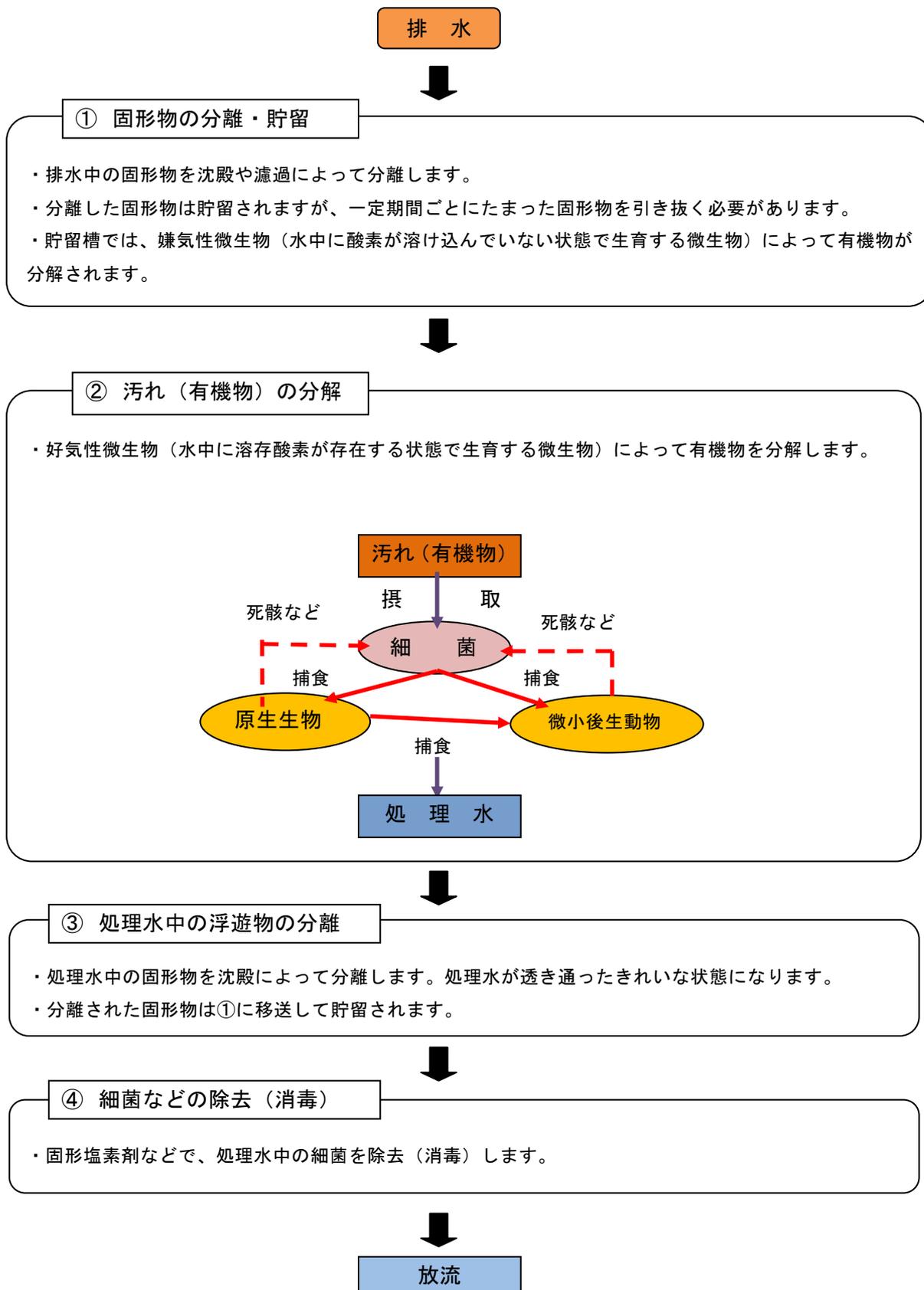
し尿は処理されますが、生活雑排水は垂れ流し。放流先の河川を汚してしまいます！！

こちらをご覧ください…

Q 2

Q2 : 浄化槽のしくみを教えてください。

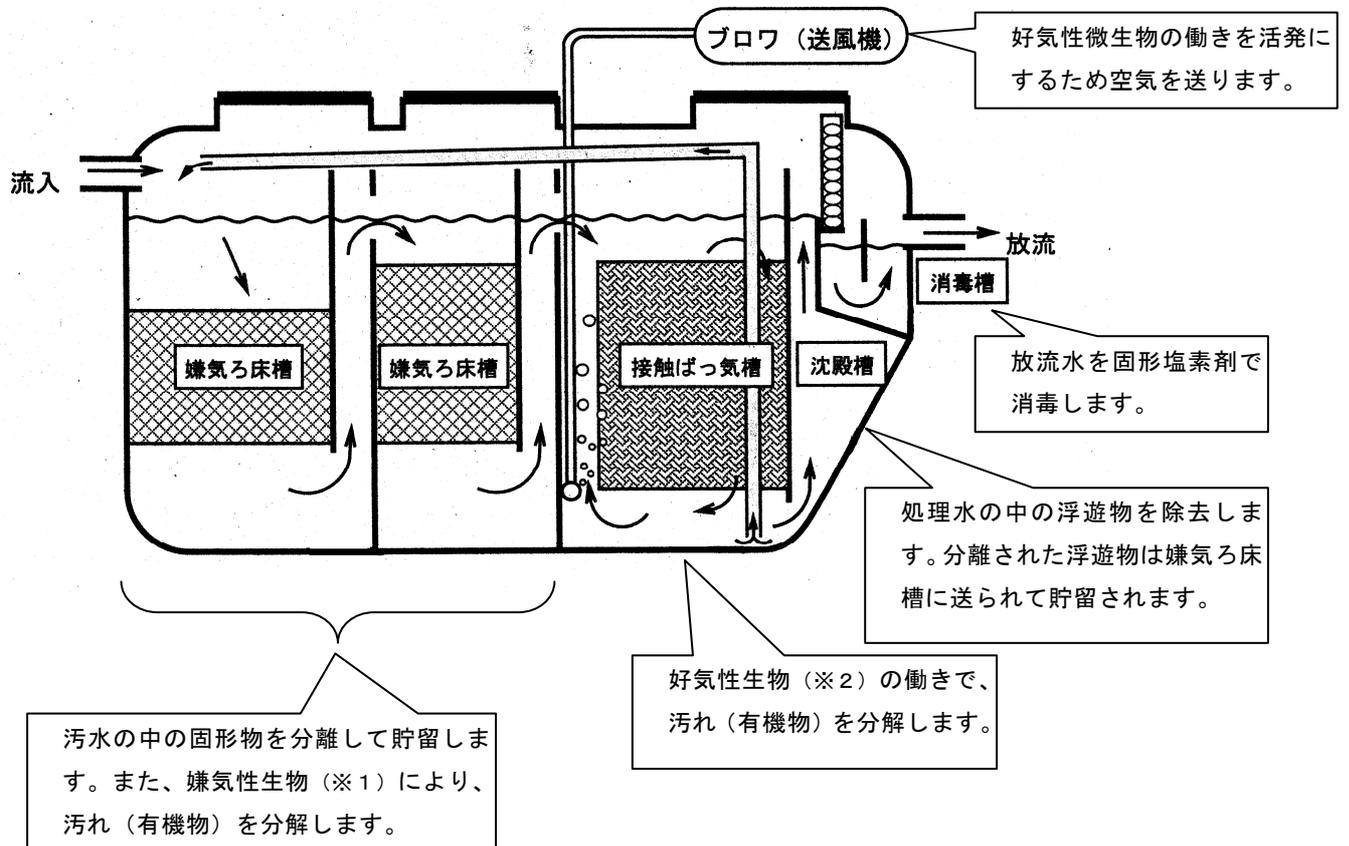
浄化槽は、水中に生息する微生物の働きで、排水中の汚れ（有機物）を分解する装置です。



浄化槽の構造

嫌気ろ床接触ばっ気方式の浄化槽の構造を紹介します。

国土交通大臣が定めた構造基準による処理方式のひとつで、これまでに最も多く設置されている浄化槽です。



※1 嫌気性微生物：水中に酸素が溶け込んでいない状態で生育する微生物

※2 好気性微生物：水中に溶存酸素が存在する状態で生育する微生物

こちらをご覧ください…

Q5

Q3：長野県内の浄化槽の設置状況を教えてください。

浄化槽の新規設置は、下水道などの集合処理の普及もあって減少傾向です。

浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と生活雑排水を合わせて処理する「合併処理浄化槽」があります。単独処理浄化槽を新たに設置することは現在禁止されています。全浄化槽に対する合併処理浄化槽の割合は、全国平均では約3割にとどまっていますが、長野県の場合は7割を占め、合併処理浄化槽の比率が高いことが特徴です。

長野県の浄化槽設置状況

年 度	16	17	18	19	20
新設浄化槽基数(基)	3,420	2,657	2,523	2,282	2,088
浄化槽総基数(基)	94,804	94,107	93,662	90,949	89,761
単独処理浄化槽設置基数(基)	28,329	26,955	26,041	23,279	22,025
合併処理浄化槽設置基数(基)	66,475	67,152	67,621	67,670	67,736
合併処理浄化槽の割合(%)	70.1	71.4	72.2	74.4	75.5
合併処理浄化槽の割合(全国平均:%)	27.0	29.0	30.8	33.0	集計中

浄化槽の設置

Q 4 : 住んでいる地域には下水道などの計画がありません。浄化槽を設置したいのですが、公的な補助制度はありますか。

下水道などの集合処理施設の計画がない地域に浄化槽を設置する場合、多くの市町村で設置に対する補助を行っています。また、今設置している単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える場合、単独処理浄化槽の撤去費用の補助を行っている市町村もあります。

補助制度の概要や、金額、手続きについては、お住まいの市町村の浄化槽担当課へお問い合わせください。

Q 5 : 住んでいる地域に下水道が整備されました。浄化槽を廃止して接続しなければいけないのでしょうか。

下水道や農業集落排水などの施設は、その地域の住民が接続することを前提に施設の規模などを決めています。施設の維持管理などにかかる費用は、施設を使用する住民が支払う使用料によって賄われるのが原則ですが、接続する（利用する）家庭が少なく使用料収入が十分でない場合、不足分は税金によって補うことになります。下水道などの生活排水施設が供用になった場合、地域の住民がなるべく早く接続して施設を利用することで、下水道などの事業の会計の健全化が進むことになり、税金からの補填が少なくなります。浄化槽を使用している住民の方々にも早期の接続をお願いします。

また、浄化槽の管理は、住民の方々個人に任されていますが、下水道や農業集落排水などの施設に接続すれば、これらの施設は自治体が管理しますので、使用する住民のみなさんは使用料を支払うだけになります。

なお、下水道に関する法律である「下水道法」において、下水道が供用開始された区域については、3年以内の接続が義務付けられています。

Q 6 : 単独処理浄化槽が設置されています。水洗化されているので、生活には不便を感じませんが、何かしなくてはいけないのですか。

し尿と併せて台所やお風呂の排水など生活雑排水も処理する合併処理浄化槽と違って、単独処理浄化槽はし尿しか処理していません。台所、風呂、洗濯、洗面など、日常生活の中で多くの排水が発生しますが、これらの生活雑排水に含まれる汚濁物質は意外に多いのです。(一般家庭から排出される汚濁物質は全体で40gほど。そのうち7割近い27gが生活雑排水に含まれています。)

単独処理浄化槽が設置されている場合、台所やお風呂などの排水はそのまま河川等に排水されますので、水質汚濁につながってしまいます。また、単独処理浄化槽は合併処理浄化槽ほどの浄化能力がありません。(処理後の水質は、合併処理浄化槽ではBOD20mg/l以下であるのに対して、単独浄化槽では90mg/l以下となっています。)

身近な水環境の改善には、これらの生活雑排水の処理が欠かせません。

単独処理浄化槽を設置されている方には、下水道や農業集落排水施設などの整備区域になっている地域では接続を、それ以外の地域においては合併処理浄化槽への付け替えをお願いします。

こちらをご覧ください…

Q 1

Q 15

Q 16

Q 7 : 浄化槽を設置するときの手続きについて教えてください。

浄化槽の設置は、工事業の登録を受けている業者に発注してください。

浄化槽を設置する場合には、事前に届出をする必要があります。

新築工事に伴い、浄化槽を設置する場合には建築確認を受ける必要があります。お近くの地方事務所建築課(提出先が市町村になる場合もありますのでご確認ください。)に建築確認申請を行ってください。

また、くみ取り便所の水洗化に伴う浄化槽設置の場合には、浄化槽設置届出書をお住まいの市町村に届け出なければなりません。また、設置に際して設置費用の補助を受けられる場合もありますので、あらかじめ、工事業者や、お住まいの市町村の浄化槽担当課にご相談ください。

浄化槽の設置後には、法定検査を受ける必要があります。法定検査には、使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に行う7条検査と、以後毎年行う11条検査があります。浄化槽を設置する際に、指定検査機関である(社)長野県浄化槽協会への法定検査申込みを併せてお願いしています。

こちらをご覧ください…

Q 8

Q 17

Q 8 : 浄化槽を設置しました。使い始めるときにしないといけないことはありますか。

「浄化槽使用開始届」の提出が必要です。お住まいの市町村の浄化槽担当課へ提出してください。浄化槽がきちんと設置されているかどうか、正常に機能しているかどうかを確認するため、使用を開始してから3ヶ月から8ヶ月の間に最初の法定検査（浄化槽法の7条検査と呼ばれています）を受ける必要があります。使用開始届が提出されると、法定検査を行う（社）長野県浄化槽協会から連絡がありますので、日程を調整して検査を受けてください。

また、浄化槽を使う場合には定期的に保守点検を行う必要があります。使用を開始する前に、保守点検契約を済ませておきましょう。最初の点検については、保守点検業者と相談して、使い始める直前に行ってください。

浄化槽法・手続き等

Q9：浄化槽についてどのような決まりがありますか。

1 浄化槽を使用する人の使用方法に関する決まり

（「浄化槽の使用に関する準則」浄化槽法施行規則第1条）

- ① し尿を洗い流す量は適正量とすること。
- ② 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等で浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させないこと。
- ③ 単独処理浄化槽では、雑排水を流入させないこと。
- ④ 合併処理浄化槽では、工場廃水、雨水その他特殊な排水を流入させないこと。
- ⑤ 電気設備のある浄化槽の電源を切らないこと。
- ⑥ 浄化槽の上部、周辺に保守点検や清掃の邪魔のなる構造物を作らないこと。
- ⑦ 浄化槽の上に浄化槽の機能を妨げるような荷重をかけないこと。
- ⑧ 通気口をふさがないこと。

2 浄化槽管理者の義務

家庭用浄化槽は、各家庭に管理責任があります。浄化槽の設置者等は、浄化槽法では「浄化槽管理者」として定められており、次のような義務があります。

- (1) 浄化槽の保守点検と清掃を、毎年、法律で定められた回数行い（家庭用小型合併処理浄化槽（20人槽以下）では、保守点検は4ヶ月に1回以上）、その記録を3年間保存すること。
- (2) 指定検査機関の行う水質に関する検査を受けること。

この検査は「法定検査」と呼ばれている検査で、設置後等の水質検査（7条検査）と定期検査（11条検査）の2種類の検査があります。

3 使用開始報告書等の提出

- ① 浄化槽を使用開始した後、30日以内にお住まいの市町村の浄化槽担当課に「使用開始報告書」を提出してください。
- ② 下水道への接続等により浄化槽を廃止した場合は、「廃止届」を市町村の浄化槽担当課に提出してください。

こちらをご覧ください…

Q8

Q10：環境に良くないと言われたので、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替えたいと思います。どのような手続きが必要ですか？古い浄化槽を撤去するための費用に対する補助はありますか。

浄化槽を付け替える場合は、古い浄化槽については廃止の届出を、新しい浄化槽については設置の届出をする必要があります。詳しくはお住まいの市町村の浄化槽担当課や、浄化槽の工事業者にお尋ねください。

新しく設置する浄化槽の設置費用の補助については、お住まいの市町村の浄化槽担当課にご相談ください。また、新しい浄化槽を設置する際には、古い浄化槽を撤去する必要がありますが、市町村によっては、この撤去費用についても補助を受けられる場合があります。併せてご確認ください。

こちらをご覧ください…

Q7

Q11：中古住宅を購入したところ、浄化槽が設置されていました。何か手続きをしなければいけないのでしょうか。

浄化槽の管理者が変わったこととなりますので、30日以内に「浄化槽管理者変更報告書」を、お住まいの市町村の浄化槽担当課へ提出してください。

浄化槽を使用する場合には、適正な維持管理が重要です。定期的な保守点検、清掃のほか、きちんと浄化槽が機能しているか、年に1回の法定検査が必要です。法定検査は、知事が指定している「指定検査機関」である(社)長野県浄化槽協会が実施する検査で、保守点検や清掃などの管理が正しく行われているかをチェックします。

報告書の提出とともに、保守点検業者との契約、法定検査の申込みも併せてお願いします。

詳しくは…

Q15

Q16

Q18

維持管理

Q12：浄化槽を設置しました。浄化槽を使うにあたって気をつけることはありますか。

浄化槽とは、し尿や生活雑排水などの汚水を、微生物の力によって浄化する装置です。浄化槽の本来の機能を十分発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

浄化槽の適正な管理には、保守点検、清掃、法定検査の実施が欠かせません。

しかし、正しい使用方法に従わないと、たとえ業者に頼んで適正な管理をしてもらっていても、正常に汚水の処理ができなくなるおそれがあります。浄化槽を設置している場合には、次の点に気をつけて生活してください。

1 便器の清掃はぬるま湯で行い、塩酸や漂白剤、洗剤・洗剤などは使わないでください。

便器の掃除の際、塩酸や漂白剤、洗剤・洗剤などを使うと、浄化槽の中の大切な微生物が死んでしまいますので、十分に注意してください。

2 トイレトペーパーをお使いください。

ティッシュペーパーは配管つまりの原因となるので使用しないでください。

新聞紙、たばこの吸い殻や紙おむつ、衛生用品などもトイレに流さないでください。

3 各装置の電源は勝手に切らないでください。

ばっ気型の浄化槽は、電源を切ると浄化槽に空気が送れなくなり、微生物が死んで処理ができなくなります。

4 浄化槽の上にものを置かないでください。

保守点検や清掃や調査の時に不便です。また、浄化槽に過剰な荷重をかけると、浄化槽が破損する恐れがあります。

5 浄化槽の上に建物をつくらないでください。

最近土地の高層利用化の傾向から、通路の下、車庫の下、斜面、地下室などに浄化槽を設置する例がありますが、後の保守点検や清掃に支障をきたしますので望ましくありません。

6 浄化槽に故障や異常が発生した場合は、直ちに保守点検業者に連絡し処置してください。

故障や異常が発生した場合は、直ちに保守点検業者に連絡してください。

こちらをご覧ください…

Q 9

Q13：借家に住んでいます。浄化槽の管理はどのようにしたらよいですか。

基本的には、借家の管理者や所有者が浄化槽の管理の義務を負っていますので、保守点検や清掃、法定検査などについては、借家の管理者や所有者が行います。浄化槽を使用することに対する費用負担が生じますので、借家の管理者や所有者に確認してください。

しかし、実際に住む方が何もしなくてもいい、というわけではありません。浄化槽が正常に機能するためには、浄化槽をどのように使うか（どのような生活をするか）がとても重要だからです。

浄化槽を使用する際には、次の点に気をつけてください

1 便器の清掃はぬるま湯で行い、塩酸や漂白剤、洗剤・洗剤などは使わないでください。

便器の掃除の際、塩酸や漂白剤、洗剤・洗剤などを使うと、浄化槽の中の大切な微生物が死んでしまいますので、十分に注意してください。

2 専用のトイレトペーパーをお使いください。

新聞紙、たばこの吸い殻や紙おむつ、衛生用品などをトイレに流さないでください。

3 各装置の電源は勝手に切らないでください。

ばっ気型の浄化槽は、電源を切ると浄化槽に空気が送れなくなり、微生物が死んで処理ができなくなります。

4 浄化槽の上にものを置かないでください。

保守点検や清掃や調査の時に不便です。また、浄化槽に過剰な荷重をかけると、浄化槽が破損する恐れがあります。

5 浄化槽に故障や異常が発生した場合は、直ちに借家の管理者や所有者連絡してください。

また、浄化槽を使用することに対する費用負担が生じますので、借家の管理者や所有者に確認してください。

Q14：転勤のため、長期間家を離れることになり、浄化槽も長期に使いません。どのような手続きをしたらよいですか。点検などはどのようにしたらよいのでしょうか。

転勤や、海外駐在など、長期にわたって家を空ける場合、汚泥を引き抜き、水張りをした上で、休止扱いとしているのがよいでしょう。

ただし、別荘など時々帰宅して住むような場合は、完全に休止してしまうと浄化槽が正常に機能しません。受入れの準備など機能維持のために必要な作業も必要ですので、定期的に保守点検を受け、管理を続けるようにお願いします。

保守点検

Q15：浄化槽を設置したのですが、保守点検が必要と言われました。保守点検とは何ですか。どのような業者に頼んだら良いのですか。

浄化槽とは、し尿や生活雑排水などの汚水を、微生物の力によって浄化する装置です。浄化槽の本来の機能を十分発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

浄化槽の管理には、保守点検、清掃、法定検査の実施が欠かせません。これらは「浄化槽法」で、浄化槽設置者（管理者）の義務とされている維持管理の内容です。

そのうち、保守点検とは、浄化槽がきちんと動くためのメンテナンスです。

浄化槽は、微生物の力によって汚水を処理するものですから、微生物が活発に活動出来る環境を作る必要があります。

しかし、使用している人数や使用の状況は家庭によって異なりますし、季節によって水温も変化します。また、浄化槽には様々なタイプのものであり、それぞれの状況にあったメンテナンスをする必要があります。それが保守点検です。

保守点検の内容

- 汚泥の調整
- 空気量の調整
- 浄化槽内の洗浄
- 機器の点検や調整
- 水質の管理 など

保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。お住まいの地域で保守点検できる業者については、お近くの地方事務所環境課へお問い合わせください。

また、県のホームページでも公開しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/seihai/joukasou/hosyumeibo.pdf>

(営業区域にお住まいの市町村が入っていることを確認してください。)

なお、長野市内に設置された浄化槽の保守点検を行う業者は、長野県の登録ではなく、長野市の登録を受ける必要があります。詳しくは長野市廃棄物対策課（電話 026-224-7320）にお問い合わせください。また、保守点検業者名簿は、長野市の公式ホームページ上でも公開しています。

<http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/11409.html>

保守点検は法律（浄化槽法）で定める基準に従って行われる必要があります。

また、保守点検の回数は、浄化槽のタイプや大きさによって異なります。

保守点検の実施頻度（浄化槽法）

(表の期間ごとに1回以上実施)

	処理方式	種類	期間
合併処理	分離接触ばっ気、嫌気ろ床接触ばっ気、脱窒ろ床接触ばっ気	処理対象人員 20 人以下	4 ヶ月
		処理対象人員 21 人以上 50 人以下	3 ヶ月
	活性汚泥		1 週
	回転板接触、接触ばっ気、散水ろ床	① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有するもの	1 週
		② スクリーン及び流量調整槽（タンク）を有するもの（①を除く）	2 週
	③ ①及び②以外のもの	3 ヶ月	
単独処理	全ばっ気	処理対象人員 20 人以下	3 ヶ月
		処理対象人員 21 人以上 300 人以下	2 ヶ月
		処理対象人員 301 人以上	1 ヶ月
	分離接触ばっ気、分離ばっ気、単純ばっ気	処理対象人員 20 人以下	4 ヶ月
		処理対象人員 21 人以上 300 人以下	3 ヶ月
		処理対象人員 301 人以上	2 ヶ月
散水ろ床、平面酸化床、地下砂ろ過		6 ヶ月	

清 掃

Q16：保守点検業者から清掃が必要と言われました。浄化槽の清掃とは何ですか。どのような業者に頼んだら良いのですか。

浄化槽とは、し尿や生活排水などの汚水を、微生物の力によって浄化する装置です。浄化槽の本来の機能を十分発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

浄化槽の管理には、保守点検、清掃、法定検査の実施が欠かせません。これらは「浄化槽法」で、浄化槽設置者（管理者）の義務とされている維持管理の内容です。

浄化槽を適正に使用していても、1年間程度経過すると、浄化槽の中に微生物の死骸や、汚泥が貯まってきます。これを放置すると、浄化槽の働きが衰えるばかりでなく、排水を通じて汚泥などが流出し、周辺環境を汚染することにもなりかねません。そこで、これらの汚泥などを除去するための清掃が必要です。

清掃の時期は、使用している人数や使用の状況によって異なりますので、保守点検業者の判断に任せてください。通常1年に1回は必要です。（全ぽっ気方式は6ヶ月に1回以上）

浄化槽の清掃は、法律（浄化槽法）で定める基準に従って行わねばなりません。清掃を行うためには、市町村長の許可が必要です。許可を受けた業者かどうか確認して委託してください。許可業者については、お住まいの市町村の浄化槽担当課にお問い合わせください。

また、清掃後には清掃の記録票が渡されますので、3年間は保管しておいてください。

Q17：7人槽の浄化槽を老夫婦2人で使っています。清掃は毎年やらなければいけないのでしょうか。

浄化槽を使用していると、浄化槽の内部に「汚泥」と呼ばれる泥状の汚れが貯まってきます。汚泥をそのまま放置すると、浄化槽の機能が低下したり、浄化槽の放流水に流出したりします。汚泥を引き抜く清掃は、年に1回以上お願いします。

ただし、浄化槽の使用状況によっては、浄化槽全体について清掃を行わず、部分的な清掃で十分な場合もあります。

保守点検業者、清掃業者と相談して、必要な範囲の清掃を行ってください。

法定検査

Q18：法定検査とは何ですか。どのような検査を行うのですか。

法定検査とは、都道府県知事が指定した検査機関（指定検査機関）が行う定期的な水質等の検査のことで、設置後に行う検査（7条検査）と、その後毎年実施する検査（11条検査）があります。いずれも「浄化槽法」で、浄化槽管理者（設置者）の義務とされている検査です。浄化槽の大きさや処理方式にかかわらず、すべての浄化槽が法定検査を受ける必要があります。

7条検査（設置後等の水質検査）

新しく浄化槽を設置した場合や、浄化槽の構造や規模を変更した場合に行う検査です。浄化槽の使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に、指定検査機関が実施します。この検査は、浄化槽法第7条に規定されている検査であるため、通常7条検査と呼ばれています。

浄化槽が適正に設置されているかどうか、正常に機能しているかどうかを検査します。

11条検査（以後毎年実施する定期検査）

浄化槽が正常に機能するためには、保守点検や清掃などの維持管理を適正に行う必要があります。保守点検や清掃などの維持管理が適正に行われているかを、第三者の視点から検査します。

具体的な検査の内容は、次のとおりです。

法定検査の内容

	法第7条（設置後等の水質検査）	11条検査（定期検査）
	使用開始後3ヶ月～8ヶ月の間	年1回
	浄化槽が適正に設置され、かつ浄化槽が本来の機能を発揮しているか否かを早い時期に確認する。	浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを定期的、継続的に判断する。
外 観 検 査	浄化槽の設置場所において、その設置されている状況を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により、実施する。	
	ア 設置状況 イ 設備の稼働状況 ウ 水の流れ方の状況 エ 使用の状況 オ 悪臭の発生状況 カ 消毒の実施状況 キ 蚊、はえ等の発生状況	ア 設置状況 イ 設備の稼働状況 ウ 水の流れ方の状況 エ 使用の状況 オ 悪臭の発生状況 カ 消毒の実施状況 キ 蚊、はえ等の発生状況
水 質 検 査	ア 水素イオン濃度 イ 汚泥沈殿率 ウ 溶存酸素 エ 透視度 オ 塩素イオン濃度 カ 残留塩素濃度 キ 生物化学的酸素要求量（BOD）	ア 水素イオン濃度 イ 汚泥沈殿率 ウ 溶存酸素 エ 透視度 オ 残留塩素濃度 （カ 生物化学的酸素要求量（BOD））本県では未導入。
書 類 検 査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施する。	保存されている保守点検及び清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否か等について検査を実施する。

法定検査の検査結果は検査結果書として、指定検査機関である(社)長野県浄化槽協会から浄化槽管理者あてに郵送されますので、3年間保存してください。また、検査終了後、検査員が検査済証を交付し、見やすい場所に貼付します。結果に問題があった場合は、適切な保守点検や清掃が行われていない可能性がありますので、保守点検業者や清掃業者に十分な説明や対応を求めてください。

また、法定検査の結果は、浄化槽の管理者に報告されると同時に、指定検査機関から直接、都道府県にも報告されることとなります。問題がある浄化槽に対しては、別途地方事務所から、助言や指導が行われます。

Q19：保守点検をきちんと行っているのに、法定検査受検の通知が届きました。なぜ法定検査を受けなければならないのですか。

法定検査とは、都道府県知事が指定する検査機関（指定検査機関）が行う定期的な水質等の検査のことで、設置後等に行う検査（7条検査）と、その後毎年実施する定期検査（11条検査）があります。その検査結果は、都道府県（市町村）へ報告されます。法定検査は「浄化槽法」で、浄化槽設置者（管理者）の義務とされています。

法定検査の役割は、浄化槽が適正に設置され、保守点検や清掃が正しく行われているかを判断し、放流水が水質基準を満たしているかを検査します。また、検査の客観性を担保するために、法定検査は保守点検業者とは別の、「指定検査機関」が行うことになっています。

また、法定検査を受検していない浄化槽管理者に対し、都道府県知事は法律に基づき法定検査の受検の指導、助言、勧告、命令を行うことができ、命令に違反した者には「30万円以下の過料に処する。」との規定があります。

個々の浄化槽の機能を適正に保つことを目的とする保守点検や清掃に対し、法定検査は個々の浄化槽の設置状況や稼働状況、放流水の水質を検査して、その結果を行政に報告し、必要に応じて改善を促すことが目的です。それぞれの役割が分かれており、どちらも浄化槽を適正に維持していく上で必要なものです。

法定検査の結果は、浄化槽管理者に報告されると同時に、指定検査機関から直接、都道府県にも報告されることとなります。結果に問題があった場合は、適切な保守点検や清掃が行われていない可能性がありますので、保守点検業者や清掃業者に十分な説明や対応を求めてください。これらの対応に不明な点などありましたら、お近くの地方事務所環境課にご相談ください。

また、問題がある浄化槽に対しては、別途地方事務所から、助言や指導が行われます。

こちらをご覧ください…

Q17

Q20：法定検査を受けなかったり、受検を拒否した場合、罰則はありますか。

浄化槽法が改正され、平成18年からは法定検査を受検しないことに対する罰則規定が設けられました。

法定検査を受検していない浄化槽管理者に対し、都道府県知事は法律に基づき法定検査の受検の指導、助言、勧告、命令を行うことができ、命令に違反した者には「30万円以下の過料に処する」との規定があります。

罰則の有無で法定検査の受検を判断するのではなく、法定検査は浄化槽管理者（設置者）の義務ですので、法定検査を受検してください。

法定検査は、浄化槽管理者（設置者）が、浄化槽を正常な状態に維持するための保守点検を基準どお

り行っているかを含め、清掃や使用状況や浄化槽の外観、これまでの保守点検、清掃及び検査に関する書類、放流水等の状況について、第三者である公益法人（社団法人長野県浄化槽協会が、長野県知事の検査機関としての指定を受けています。）が公正中立に検査するもので、いわば浄化槽の健康診断にあたりますので、趣旨をご理解の上、法定検査を受けてください。

浄化槽法（抜粋）

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定められた期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の官吏について権限を有する者（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第7条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

第12条の2 都道府県知事は、第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第62条の2 第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

Q21：法定検査の料金はどのように決められているのですか。

法定検査の事業は、浄化槽管理者（設置者）からいただく法定検査手数料で行われています。法定検査手数料は、有資格者である法定検査員の人件費、試験器材や車輛等の費用、薬品などの消耗品等など、法定検査に必要な支出と手数料の収入が等しくなることを基本に、全国の法定検査手数料なども参考にして決めています。

法定検査の手数料は法定検査の指定検査機関である(社)長野県浄化槽協会が勝手に決めることはできません。指定している都道府県知事が、手数料の金額についても審査を行い、その額が適当と認める必要があります。料金が改定された場合には、県報に告示します。

毎年実施する法定検査の手数料は、浄化槽の設置者の皆様にとって大きな負担となりますので、(社)長野県浄化槽協会では、人件費の削減や検査の効率化などの経費削減に取り組んでいます。

現在の手数料は、次のとおりとなっています。

法定検査の手数料

浄化槽の規模	浄化槽法第7条に規定する検査	浄化槽法第11条に規定する検査
20人槽以下	12,000円	5,000円
21～100人槽	16,000円	10,000円
101～300人槽	19,000円	13,000円
301～500人槽	21,000円	15,000円
501～2,000人槽	28,000円	22,000円
2,001人槽以上	38,000円	30,000円

Q22：指定検査機関とは何ですか。

浄化槽の機能を正常に保つためには、保守点検、清掃の実施のほか、設置後等とその後年に1回の法定検査の受検が必要です。法定検査とは、浄化槽が適正に設置され、保守点検や清掃が正しく行われているかを判断し、放流水が水質基準を満たしているかを検査するもので、この検査は、都道府県知事が指定した検査機関が行います。これが「指定検査機関」です。

浄化槽の設置や、保守点検・清掃・法定検査等の維持管理などについては、「浄化槽法」という法律で定められています。この指定検査機関についても、指定の基準が定められており、基準に基づき審査を受けた上で指定しています。

指定の基準は次のとおりです。

○公益法人であること。

○適切な計画に基づき検査業務が適正かつ確実にできる経理的、技術的基礎を有していること。

- 一定の資格を有する浄化槽検査員をおくこと。
- 検査料金が適当であること。

現在、長野県では社団法人長野県浄化槽協会が唯一の指定検査機関で、昭和61年4月3日に指定されました。

(社)長野県浄化槽協会の法定検査に関する組織

組織	設置場所	管轄区等	連絡先	
			電話	FAX
事務局	長野県庁東庁舎内		026-234-7637	026-233-4864
検査センター	東信支所	佐久合同庁舎内 佐久地方事務所・上小地方事務所の管轄区域	0267-63-1105	0267-63-1105
	南信支所	伊那合同庁舎内 諏訪地方事務所・上伊那地方事務所・下伊那地方事務所の管轄区域	0265-72-5740	0265-72-5740
	中信支所	松本合同庁舎内 木曾地方事務所・松本地方事務所・北安曇地方事務所の	0263-47-7851	0263-47-7851
	北信支所	長野合同庁舎内 長野地方事務所・北信地方事務所の管轄区域	026-232-7785	026-232-7785

こちらをご覧ください…

Q23

Q23：指定検査機関の社団法人長野県浄化槽協会とは、どのような団体ですか。

社団法人長野県浄化槽協会は、現在長野県が指定している唯一の指定検査機関です。

沿革

(社)長野県浄化槽協会は、浄化槽の適正な維持管理を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、昭和52年1月17日に長野県と各地域の維持管理組合により「(社)長野県浄化槽維持管理協会」として設立されました。

昭和55年5月14日には、厚生大臣から法定検査機関として指定され、また昭和61年4月3日には浄化槽法第57条の規定に基づく県内唯一の指定検査機関として県知事の指定を受け、浄化槽法第7条（設置後等の水質検査）及び第11条（定期検査）に基づく法定検査を実施しています。

平成6年3月28日には、浄化槽に関係する業者（施工、保守点検、清掃）の任意団体である長野県浄化槽協会と合併し、現在の「(社)長野県浄化槽協会」に改称し、浄化槽に関して施工から維持管理までのすべてに関係する県内唯一の法人として、現在に至っています。

事業内容

- (1) 浄化槽の正しい知識の普及
- (2) 浄化槽に関する情報の収集、伝達及び図書機関誌の発行
- (3) 浄化槽の法定検査の実施
- (4) 浄化槽に関する各種行政事務、施策等への協力
- (5) 浄化槽の施工、保守点検、清掃各業者の資質の向上並びに施工、保守点検、清掃に関する技術及び知識の習得に関する講習会、研修会の開催
- (6) 浄化槽設備士、管理士、清掃技術者の養成

(社)長野県浄化槽協会の組織等について

- ・平成21年度末現在の会員は18の維持管理組合と2団体です。
- ・理事と監事の役員が置かれ、理事のうちから、会長（1名）、副会長、常任理事が選任されます。会の事業計画や予算、決算など重要事項については、理事会で協議され、総会において議決されます。
- ・会には専門部会が置かれ、各部会において様々な課題等について検討しています。現在設置されている部会は、「施工部会」「保守点検部会」「清掃部会」の3つです。
- ・法定検査事業については、総括を事務局が行い、実際の検査に係る業務は県下に4つある検査センター（東信・南信・中信・北信各支所）で実施しています。

こちらをご覧ください…

Q22

Q24：定期的に浄化槽の法定検査を受けていますが、地域によって検査の頻度が違うような話を聞きました。

法定検査は浄化槽法に規定により浄化槽管理者に義務づけられている検査ですが、この検査は、設置者が法定検査の申込みを行い、その申込みを受けて指定検査機関である社団法人長野県浄化槽協会が検査を実施することになっています。

設置後に行う7条検査は、ほぼ100%行われていますが、その後の11条法定検査については、(社)長野県浄化槽協会での浄化槽の把握が不十分であったり、浄化槽管理者の理解が得られていないなどの理由により、検査を実施できていない浄化槽もあるのが現状です。また、地域の事情により、本来は年1回の検査が原則ですが、数年に1度の検査となっている浄化槽もあります。

より多くの浄化槽が検査により適正に維持管理がなされることで、身のまわりの水環境を守ることができます。そのため、長野県、(社)長野県浄化槽協会では、法定検査の啓発を含め、受検率の向上に努めています。浄化槽管理者の皆様のご理解をお願いします。

なお、検査を受けていない浄化槽についての情報があれば、お近くの地方事務所環境課が受検について、依頼、指導をまいります。

Q25：法定検査の受検率はどのくらいですか。

浄化槽法で、浄化槽の維持管理（保守点検や清掃、日常管理など）が適正に行われているかを確認するため、浄化槽管理者に義務付けられているのが法定検査です。設置後に行う7条検査はほぼ100%行われていますが、毎年の実施が義務付けられている11条法定検査については、指定検査機関の検査体制や、浄化槽管理者の理解が得られないなどの理由により、受検率は全国平均と同レベルとはいえ20%強にとどまっています。

法定検査の受検率の低さは、浄化槽の管理への信頼性を損なうことから、長野県、（社）長野県浄化槽協会では、法定検査の啓発を含め、受検率の向上に努めています。浄化槽管理者の皆様の御理解をお願いします。

Q26：法定検査の申し込みをした覚えがありません。どうして検査に来るのですか。

法定検査は浄化槽管理者（設置者）からの申し込みにより実施しています。7条検査、11条検査について申し込みをいただくようになっておりますので、毎回申し込みをいただく必要はありません。

法定検査の申込みは直接指定検査機関に申し込んでいただいておりますが、浄化槽の設置に併せて申し込んでいただくことが多くなっていますので、浄化槽を設置する際の届出時の申し込みについて確認してください。

（社）長野県浄化槽協会では、法定検査の申込書に基づいてリストを作成し法定検査を実施していますので、基本的に申込みのないお宅へ検査に行くことはありません。

こちらをご覧ください…

Q8

Q27：法定検査を受けたところ、不適正と言われました。どのように対応したらよいですか。

法定検査の結果が不適正となった場合は、浄化槽の設備に問題があるか、適切な保守点検や清掃が行われていない可能性があります。また、不適正という判断でない場合でも、浄化槽の管理の問題点が指摘されることも多くなっています。法定検査を受けたら、検査結果を必ず確認して、問題がある部分の改善を図ってください。

法定検査に立ち会っている場合には、法定検査員が内容について説明してくれますので、不明な点はお尋ねください。法定検査員に直接尋ねることができない場合は、保守点検業者や清掃業者に十分な説明や対応を求めるか、お近くの地方事務所環境課にご相談ください。

Q28：維持管理組合に加入するよう求められました。維持管理組合とは何ですか。

浄化槽がきちんと機能するためには、浄化槽設置者が浄化槽について十分に知り、適切な使用や管理をする必要があります。浄化槽設置者に浄化槽の知識や、管理の方法などを知ってもらい、浄化槽を適切に管理することで、身近な生活環境を向上させることなどを目的に、多くの地域で浄化槽設置者による組合が作られています。

組合の活動内容は、組合によってさまざまですが、設置者向けの講習会や、啓発資料の作成、設置者自らがお互いの浄化槽の状態を点検する浄化槽パトロールなど、地域にあった活動を行っています。組合によっては、保守点検などを組合が行っている場合もあります。

また、市町村によっては組合に加入することを前提に、浄化槽の維持管理費に対する補助を行っている場合もありますので、活動内容など不明な点は組合の事務局にお尋ねください。

維持管理組合は、浄化槽の維持管理向上のため設置された浄化槽管理者の組織です。趣旨をご理解いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。

浄化槽に関するお問い合わせは

長野県環境部生活排水課 TEL 026 (235) 7299

【地方事務所】

佐久地方事務所環境課	TEL 0267 (63) 3166	(佐久市・小諸市・南佐久郡・北佐久郡)
上小地方事務所環境課	TEL 0268 (25) 7134	(上田市・東御市・小県郡)
諏訪地方事務所環境課	TEL 0266 (57) 2952	(岡谷市・諏訪市・茅野市・諏訪郡)
上伊那地方事務所環境課	TEL 0265 (76) 6817	(伊那市・駒ヶ根市・上伊那郡)
下伊那地方事務所環境課	TEL 0265 (53) 0434	(飯田市・下伊那郡)
木曾地方事務所環境課	TEL 0264 (25) 2234	(木曾郡)
松本地方事務所環境課	TEL 0263 (40) 1941	(松本市・塩尻市・安曇野市・東筑摩郡)
北安曇地方事務所環境課	TEL 0261 (23) 6563	(大町市・北安曇郡)
長野地方事務所環境課	TEL 026 (234) 9590	(須坂市・千曲市・埴科郡・上水内郡・上高井郡)
北信地方事務所環境課	TEL 0269 (23) 0202	(中野市・飯山市・下高井郡・下水内郡)

長野市にお住まいの方は…

長野市環境部環境政策課 TEL 026 (224) 8034

浄化槽の補助金や浄化槽の設置等についてのお問い合わせは…

市町村浄化槽担当課

法定検査に関するお問い合わせは…

(社)長野県浄化槽協会	TEL 026 (234) 7637
■東信検査センター	TEL 0267 (63) 1105
■南信検査センター	TEL 0265 (72) 5740
■中信検査センター	TEL 0263 (47) 7851
■北信検査センター	TEL 026 (232) 7785